

消基発第 230 号
令和 2 年 9 月 2 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 小池 裕 昭
〔 押 印 省 略 〕

福祉事業の実施に関する規程等の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を別添のとおり改正したので通知します（改正の概要は下記 1 のとおり）。

併せて、福祉事業等の取扱いについて（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を下記 2 のとおり改正するので通知します。

記

1 福祉事業の実施に関する規程の一部改正

(1) 改正内容

地方公務員災害補償制度の改正に伴い、長期家族介護者援護金の支給対象を拡大する改正を行ったこと。

(2) 施行期日

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用すること。

2 福祉事業の実施に関する規程第 15 条の規定に基づき、福祉事業等の取扱いについて

（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を次のように改正する。ただし、この改正は令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前に発生した要介護年金受給権者の死亡については、なお従前の例による。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第 1 福祉事業の取扱いについて 1～17 (略)	第 1 福祉事業の取扱いについて 1～17 (略)

18 長期家族介護者援護金の支給

(1) 支給対象

ア 福祉規程第 22 条第 1 項第 1 号の「せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの」及び同項第 2 号の「胸復部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの」とは、神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害により、傷病等級第 1 級若しくは第 2 級又は障害等級第 1 級若しくは第 2 級に該当するものをいう。

イ 福祉規程第 22 条第 1 項本文の「10 年」の計算については、死亡した要介護年金受給権者が、傷病等級若しくは障害等級の変更又は再発により第 1 級若しくは第 2 級の傷病等級又は第 1 級若しくは第 2 級の障害等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金（以下「第 1 級又は第 2 級の年金」という。）を受ける権利を有しなくなった後に、再度、第 1 級又は第 2 級の年金を受けていた者である場合等には、最初に受けていた第 1 級又は第 2 級の年金を支給すべき事由が生じた翌日から起算するものとする。

ウ～オ (略)

(2) (略)

19 (略)

18 長期家族介護者援護金の支給

(1) 支給対象

ア 福祉規程第 22 条第 1 項第 1 号の「せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するもの」及び同項第 2 号の「胸復部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するもの」とは、神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害により、傷病等級第 1 級又は障害等級第 1 級に該当するものをいう。

イ 福祉規程第 22 条第 1 項本文の「10 年」の計算については、死亡した要介護年金受給権者が、傷病等級若しくは障害等級の変更又は再発により第 1 級の傷病等級又は障害等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金（以下「第 1 級の年金」という。）を受ける権利を有しなくなった後に、再度、第 1 級の年金を受けていた者である場合等には、最初に受けていた第 1 級の年金を支給すべき事由が生じた翌日から起算するものとする。

ウ～オ (略)

(2) (略)

19 (略)